

# 平成 30 年度 八王子市屋外広告物講習会の受講案内

## 八 王 子 市

市内で屋外広告業を営む方は、各営業所に屋外広告物講習会の修了者等一定の資格のある者を置くことが必要とされています。現在、屋外広告業を営んでいる方で、営業所に講習会修了者等を置いていない方は、必ずこの講習会を受講してください。

### ◇講習会の開催

#### 1 開催日及び開催会場

開催日	開催会場	住所
平成 30 年 7 月 30 日(月)	八王子市生涯学習センター 視聴覚室 (クリエイトホール 11 階)	八王子市東町 5 番 6 号 (JR 八王子駅北口から徒歩 4 分)

\* 駐車場がありませんので車でのご来場はご遠慮ください。

#### 2 講習会の主な内容及び講習時間

講習科目	講習の内容	講習時間
屋外広告物の法規	八王子市屋外広告物条例及び同条例施行規則を中心とした広告物に関する法令について	2 時間
屋外広告物の表示の方法	都市の良好な景観の形成と屋外広告物の意匠、色彩及び形状との調和の在り方について	2 時間
屋外広告物の施工	屋外広告物の材料、構造、設置方法等の安全対策や施工管理について	2.5 時間

#### 3 使用するテキスト

- (1)東京都屋外広告物条例の解説 (受講料に含まれます。)
- (2)八王子市一東京都屋外広告物条例対応表
- (3)屋外広告の知識(第 4 次改訂版)(受講料には含まれません。\*)

\* 「屋外広告の知識」については事前にご購入いただくか、当日会場でお買い求めください。

#### 4 時間割

時間	9 : 50	10 : 00	12 : 00	13 : 00	15 : 00	15 : 10	17 : 40
内容	開講式	屋外広告物の 法規	休憩	屋外広告物の 表示の方法	休憩	屋外広告 物の施工	修了書 の交付

※9 : 30 から受付を開始します。

※終了後、修了証の交付を行います。

※遅刻、早退又は中座をした場合は、修了証の交付対象となりませんので、十分御留意ください。

## ◇受講申込みの受付

### 1 受付月日・時間

平成30年 6月18日(月曜日)から 同月 29日(金曜日)まで(土・日曜日を除く)

午前：9時から11時30分まで

午後：1時から4時まで(※午前11時30分から午後1時までは受け付けておりません。)

### 2 受付場所

八王子市まちなみ整備部まちなみ景観課

八王子市元本郷町三丁目24番1号 八王子市役所5階中央

### 3 受講定員 50名

先着順に受け付け、定員になり次第締め切ります。なお、郵送による申し込みは受け付けません。

### 4 講習会受講料 4,900円

申込み当日にご持参下さい。申込み後の受講者の変更はできません。申込受付後、講習会を受講されなくなっても、受講料はお返しできません。また、講習科目の一部を免除される場合も受講料は変わりません。

### 5 申込書の配布

申込書は、八王子市の屋外広告物担当窓口で配布しています。また、八王子市ホームページ(<http://www.city.hachioji.tokyo.jp/jigyosha/005/10104/p009513.html>)からダウンロードできます。

第31号様式 屋外広告物講習会受講申込書(ワードファイル 63.0KB)

## ◇講習科目の一部免除

次の資格を有する方は、「屋外広告物の施工」に関する科目の受講を免除されます。受講申込みの際、その資格を有する書面を添付してください。

- 1 建築士法に規定する建築士
- 2 電気工事士法に規定するネオン工事に係る特殊電気工事資格者認定証の交付を受けている者(通称ネオン工事資格者)又は電気工事士
- 3 電気事業法に規定する電気主任技術者免状(第1種・第2種・第3種)の交付を受けている者
- 4 職業能力開発促進法の準則訓練(帆布製品製造科)修了者、職業訓練の指導員免許(帆布製品科)所持者又は技能検定(帆布製品製造)合格者

## ◇講習会修了証の交付

講習科目を全て受講した方には、修了証を交付します。

なお、各講習科目について、遅刻、早退又は中座をした場合は、修了証を交付できませんので、あらかじめご了承ください。

## ◇受講する必要のない方

次の資格を有する方は、講習会修了者と同等以上の知識を有するものとなり、受講する必要はありません。

- 1 都道府県、指定都市又は中核市が行う講習会の修了者
- 2 職業能力開発促進法の準則訓練(広告美術科)修了者、職業訓練の指導員免許(広告美術科)所持者又は技能検定(広告美術仕上げ)合格者
- 3 屋外広告物法に規定する登録試験期間が広告物等の表示及び設置に関し必要な知識について実施する試験に合格した者(屋外広告士)(経過措置により有効とされる屋外広告士を含む。)

## お問合せは

八王子市 まちなみ整備部まちなみ景観課 (八王子市役所5階中央)

電話：042-620-7267 FAX：042-626-3616 E-mail：b132300@city.hachioji.tokyo.jp

住所：八王子市元本郷町三丁目24番1号